

# 災害援護資金貸付のご案内

## 1. 災害援護資金貸付金の内容

平成 23 年東日本大震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯の生活の立て直しを支援するため、那須烏山市において災害援護資金の貸し付けを行います。

## 2. 対象となる世帯（1 から 3 に該当する世帯）及び貸付限度額

(1) 被災日(平成 23 年 3 月 11 日)現在で、那須烏山市内に居住の世帯

(2) 次の損害及び程度のいずれかに該当する世帯

障害の種類・程度 及び貸付限度額	家財及び住居 に損害のない 場合	家財のおおむね 1/3 以上が 損害を受けた 場合	住居が半壊・大 規模半壊の場 合	住居が全壊の 場合	住居の全体が 滅失・流失の場 合
世帯主が負傷し療 養期間がおおむね 1ヶ月以上の場合	150 万円	250 万円	270 万円 (350 万円)	350 万円 (350 万円)	350 万円
世帯主におおむね 1ヶ月以上の負傷が ない場合	-	150 万円	170 万円 (250 万円)	250 万円 (350 万円)	350 万円

※住居の損害について

・被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、( )内の金額となります。

・住居については、原則として自己所有が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失・流失や、半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

※世帯主の負傷について

・栃木県内での震災による負傷が対象となります。

(3) 世帯の平成 21 年分の総所得額が次に定める額未満の世帯

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	住居全体が滅失・ 流失した場合は、世 帯人数にかかわら ず、1,270 万円
総所得額※	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	1 人増すごとに 730 万円に 30 万 円を加えた額	

※総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

## 3. 貸付条件

利 率	据置期間	償還期間
保証人を立てない場合は年 1.5% (据置期間中は無利子) 保証人を立てる場合は無利子	6年 (特別の事情(※1)が ある場合は8年)	13年(据置期間を含む)
償 還 方 法		連帯保証人(※2)
年賦または半年賦	元利均等償還(繰上げ償還可)	保証人を立てないことも可能 ただし利子は年1.5% 保証人を立てる場合は無利子

※1 「特別な事情」について

・被災により世帯主の方が死亡した場合や住居が全壊した場合、市町村民税非課税世帯の場合などが該当します。

※2 「連帯保証人」の要件について

- (1) 能力者であること
- (2) 弁済の資力を要すること
- (3) 原則として那須烏山市内に居住している方であること
- (4) 借入申込人と同一世帯の方でないこと
- (5) 連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借受申込人でないこと
- (6) 連帯保証人が、複数の借入申込人の連帯保証人でないこと

#### 4. 申込みと提出書類

- (1) 申込人 被害を受けた世帯の世帯主(主として、その世帯の生計を維持する方)  
 (2) 申込期限 平成30年3月31日まで(当日の消印有効)  
 (3) 必要書類 (○:必ず必要な書類、△:状況により必要な書類)

申込みに必要な書類	申込人	連帯保証人
①災害援護資金借入申込書(所定のもの)	○	
②住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 ・被災の日の後、那須烏山市外に転出している場合に必要です。なお、申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものがが必要です。	△	△
③平成21年分所得証明書(他市町村発行) ・平成22年1月1日現在、那須烏山市外に住民登録をしていた場合に必要です。なお、申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものがが必要です。	△	△
④平成22年分給与所得の源泉徴収票または所得税確定申告書の控え		○
⑤診断書 ・世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合に必要です。	△	
⑥罹災証明書(総務課で発行) ・住居に半壊以上の被害がある場合に必要です。	△	
⑦保護証明書(福祉事務所で発行) ・生活保護受給世帯の場合に必要です。	△	

※被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

#### 5. 審査について

受け付け後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

#### 6. 貸し付けの決定及び借用書等の提出について

- (1) 審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「貸付不承認決定通知書」をお送りします。重複申し込み、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、おおむね1か月程度かかります。  
 (2) 貸し付けの決定を行った方には、あらためて窓口までお越しいただき、次の書類を提出していただきます。なお、詳しい手続き方法については「貸付決定通知書」にてご連絡させていただきます。

貸付の決定後に必要な書類	
①借用書(所定のもの)	②預金口座振替依頼書及び通帳のコピー (貸付金の振込口座となるもの)
③印鑑証明書(借受人のもの)	④印鑑証明書 (連帯保証人を立てた場合は連帯保証人のもの)

#### 7. 貸付金の振込について

貸付金の振込は、借用書等が提出されてから、2~3週間後となります。

#### 8. お問い合わせ先

相談・申請窓口

〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1

那須烏山市健康福祉課社会福祉係 電話:0287-88-7115(直通) FAX:0287-88-6069

郵送の場合の送付先

〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1 那須烏山市健康福祉課社会福祉係